

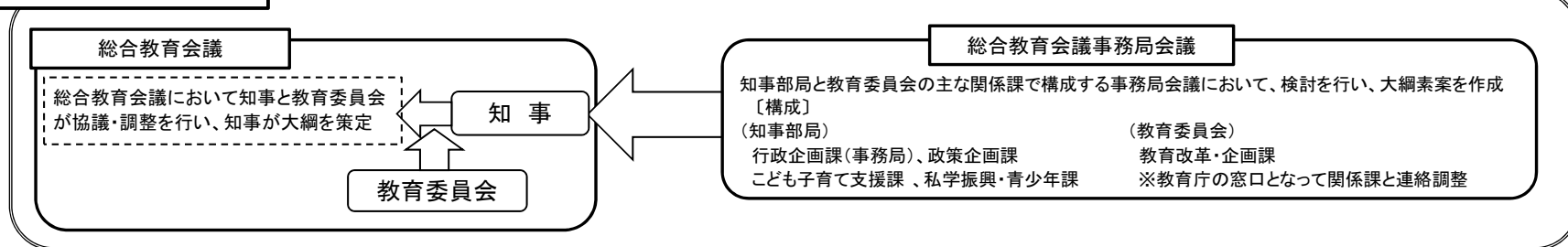
大分県教育大綱(平成27年6月2日策定)の概要

平成27年6月2日
総合教育会議事務局

策定の背景・大綱の位置づけ

- ・教育大綱とは、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの
- ・総合教育会議において、知事と教育委員会が協議・調整を行い、知事が策定
- ・知事の教育行政に関する基本的な方向性や考え方を教育委員会と確認し、連携して教育行政を推進するためのよりどころとなるもの
- ・根拠法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成26年6月20日一部改正)第1条の3

教育大綱の策定体制



大分県教育大綱について

【策定にあたっての基本的な考え方】

教育・人材育成を県行政全体として捉えて推進するため、次の三つを基本方針として策定

【基本方針と施策の方向性】

基本方針1 学校教育・保育の充実と生涯を通じた学びの支援

- <施策の方向性>
- ① 幼児教育・保育の充実
 - ② 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進
 - ③ グローバル社会を生きるために必要な5つの「総合力」の育成

- ④ 「知(地)の拠点」としての大学等との連携
- ⑤ 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学習の支援

基本方針2 学校・家庭・地域の協働による教育・子育ての推進

- <施策の方向性>
- ① 信頼される学校づくりの推進
 - ② 学校・家庭・地域の協働による教育の推進
 - ③ 子ども・子育て支援の充実

- ④ 安全・安心な教育環境の確保
- ⑤ 青少年の健全育成

基本方針3 地域を担う人づくりと活力ある地域づくり

- <施策の方向性>
- ① 地域を担う人材の育成
 - ② 芸術文化の創造と芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり
 - ③ 文化財・伝統文化の保存・活用・継承の推進

- ④ 県民スポーツの推進
- ⑤ 世界に羽ばたく選手の育成とスポーツによる地域の元気づくり

対象期間

4年間(平成27年度～30年度)